

東海旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則の一部改正（社会福祉事業法名称変更に伴う改正）

現行	改正
<p data-bbox="591 336 663 363">(前略)</p> <p data-bbox="168 379 318 406">(資格証明書)</p> <p data-bbox="152 422 1102 576">第6条 特定者用の通勤定期乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめ、次の各号に掲げる者（以下「市町村長等」という。）が発行する別表第1に定める様式の特定期資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けておかなければならない。</p> <p data-bbox="181 592 1102 707">(1) 第2条第1号の規定に該当する世帯の特定者にあつては、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に基づく福祉に関する事務所の長（以下「社会福祉事務所長」という。）</p> <p data-bbox="181 722 1048 750">(2) 第2条第2号の規定に該当する世帯の特定者にあつては、市区町村長</p> <p data-bbox="577 807 676 834">(以下略)</p>	<p data-bbox="1574 336 1646 363">(前略)</p> <p data-bbox="1158 379 1308 406">(資格証明書)</p> <p data-bbox="1137 422 2087 576">第6条 特定者用の通勤定期乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめ、次の各号に掲げる者（以下「市町村長等」という。）が発行する別表第1に定める様式の特定期資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けておかなければならない。</p> <p data-bbox="1167 592 2087 707">(1) 第2条第1号の規定に該当する世帯の特定者にあつては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく福祉に関する事務所の長（以下「社会福祉事務所長」という。）</p> <p data-bbox="1167 722 2033 750">(2) 第2条第2号の規定に該当する世帯の特定者にあつては、市区町村長</p> <p data-bbox="1561 807 1659 834">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成30年4月21日から施行する。